

福井から原発を止める裁判の会

= 第 10 回・2023 年度定期総会・資料 =

2023 年 4 月 15 日（土）午後 1 時～

裁判の会事務所（嶋田ビル 2 階）

昨年度総会は、新型コロナウイルス感染に対し、全国的に警戒警報が出される厳しい状況となっていることから、総会開催を見合わせ、カタクリ通信にて会計方向のみ掲載、報告とさせていただきます。

今年度は、いまのところ全国的にも 3 蜜を避けることは呼びかけていますが、少しずつ行動緩和が進んでいることから、ZOOM併用ですが対面講演にて開催することとしました。

議題は以下のとおりです。（午後 1 時～1 時 50 分

第 1 号議案 2022 年度・活動報告（活動日誌から）

第 2 号議案 2023 年度・活動方針

第 3 号議案 2022 年度決算報告・会計監査報告

第 4 号議案 2023 年度予算案報告

第 5 号議案 事務局役員体制

特別講演会 午後 2 時 00 分～4 時 00 分

福井県原子力安全専門委員会 元委員・田島俊彦氏

（福井県立大学名誉教授）

演目：「福井県原子力安全専門委員会における、

記憶に残る発言、意見、回答」

福井から原発を止める裁判の会

2022年度決算（案）
（2022年4月1日～2023年3月31日）

<収支計算書>

同じ

当期収入	2022予算	2022決算	当期支出	2022予算	2022決算
前期繰越（現金・預金のみ）	2,277,044	2,277,044	事務費（用紙代、コピー・印刷代）	500,000	1,344,083
会費収入（カンパ含む）250人	1,500,000	2,101,704	交通費（事務局行動費など）	200,000	411,737
普通預金受取利息	5	13	通信費（ゆうメール、ハガキ代など）	500,000	629,402
平和センター宮下さん	0	10,000	講師料（2回分）	100,000	0
定期預金（裁判準備金）	1,500,000	1,500,000	印刷費（美浜3大阪地裁チラシ）	200,000	185,040
			書籍代（吉岡判決文パンフ）		30,000
			交際費（佐藤弁護士香典）	0	10,000
合計	3,000,005	3,611,717	合計	1,500,000	2,610,262
次期繰越残高	3,777,049	3,278,499			

<現預金明細>

科目	前年残高	今年残高	備考
現金	45,890	51,894	小口現金
普通預金：一般会計	2,231,154	1,726,605	ゆうちょ銀行
定期預金	1,500,000	1,500,000	
合計計	3,777,044	3,278,499	

	予算	決算
会費入金会員数（延べ）	250人	442人
一人当たり	6,000	4,755

2022年度決算の概要および2023年度予算の特徴について

今年度の会費納入は、予算を250名、150万としましたが、結果は延べ442名の方から2,101,704円というたくさんのお金がありました。

美浜原発仮処分裁判費用を断食募金より一部支出していましたが、断食募金は老朽原発チラシの新聞折込などで使いきり、裁判の会に寄付のあった300万円を補填させて頂きました。通帳残高は2,939,745となっており、断食募金など残し、その残金は裁判の会に戻し新しく提訴された福井地裁仮処分裁判にあてたいと思います

事務費は、今年度より学習会を増やしたことで、カタクリ通信を外部委託としたため大幅に増加しました。

通信費は福井県内原発を対象とした裁判支援への案内はがきやその内容をカタクリ通信という形で会員にゆうメールで発信しているものがほとんどです。

今年度は福井県原子力専門委員会、元委員の田島講演が実現したこともあり、ZOOM併用ですが、対面総会および講演会を開くことになりました。また、今回の総会では「老朽原発訴訟の会」の今後の対応についても協議します。不明な点やご意見がありましたら、当会事務局員までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会計担当・奥出春行

福井の老朽原発訴訟の会 会計報告

科目	明細	入金
会費	振込8名→現金へ	11,000
会費	現金26名	29,000
合計	34名（内 裁判の会会員20名）	40,000

福井から原発を止める裁判の会

2023年度予算（案）
(2023年4月1日～2024年3月31日)

<収支計算書>

→ 同じ					
科目	2022決算	2023予算	科目	2022決算	2023予算
前期繰越（現金・預金のみ）	2,277,044	3,278,499			
会費収入（カンパ含む）5000円×400人	2,101,704	2,000,000	事務費（用紙代、コピー・印刷代）	1,344,083	1,500,000
普通預金受取利息	13	10	交通費（事務局行動費など）	411,737	400,000
平和センター宮下さん	10,000	0	通信費（ゆうメール、ハガキ代など）	629,402	600,000
定期預金（裁判準備金）	1,500,000	1,500,000	交際費（佐藤弁護士香典）	10,000	0
募金会計より戻し		2,939,745	印刷費（美浜3大阪地裁チラシ）	185,040	200,000
			書籍代（吉岡判決文パンフ）	30,000	0
			美浜3福井地裁仮処分裁判支援金		3,000,000
			講師料（田島氏）		100,000
収入小計	3,611,717	6,439,755	支出小計	2,610,262	5,800,000
次期繰越残高	3,278,499	3,918,254			

	決算	予算
会費入金会員数（延べ）	442人	400人
一人当たり	4,755	5,000

<2023年度 役員体制>

<裁判の会>

代表 中嶋 哲演（再）
副代表 東山 幸弘・高浜（再）
事務局長 嶋田 千恵子（再）
次長 小野寺 恭子（再）
次長 南 康人（再）
会計 奥出 春行（再）
事務局員 小野寺 和彦（再）
山本 雅彦・敦賀（再）
大嶋 麻紀（再）
特別事務局 徳井雅信（関西特派員）
特別行動隊 石森修一郎（新）

会計監査 高岡ひとみ（再）
藤岡寿美子（再）

福井から原発を止める裁判の会 募金会計について

（募金会計は中嶋哲演氏から呼びかけられた「一食断食募金」です。）

* 断食募金での美浜3再稼働反対運動への支援は昨年で使い切り、裁判の会からの支援金（300万円）を充当してきました。よって、昨年度末残高（2,939,745円）は、福井から原発を止める会・会計に移管します。

科目	明細	入金
前年度繰越金		2,939,745
受取利息		12
断食募金1名		2,500
老朽美浜3原発仮処分募金 5名		2,000
	普通預金残高	2,944,257

会計報告

2023年4月5日（水）午前10時～12時 奥出会計担当自宅にて
立会人 次長：小野寺恭子 会計担当：奥出春行

現金出納帳・普通預金、領収書など正確に記帳・管理されていたことを確認しました。

監査人 高岡ひとみ

藤岡寿美子

会計報告の正式文書は、別途本人自筆と印鑑を押印し事務所に保管されています。ご了承ください。

2023年度活動方針

岸田政権が防衛費増額を目論みを掲げ、また「GX グリーントランスフォーメーション」なるカタカナ語に紛らわせて原発推進に回帰することは許すことができません。原発は石炭火力の補助がないと稼働できない代物です。それをグリーンと言うのは見当違いも甚だしい。全力を挙げて阻んで行きましょう。

裁判の会は「司法の力で原発を止める」を目標に活動してまいりました。2014年の樋口判決を得たことが会の活動に力を与えてくれました。

2020年12月4日 大阪地裁が大飯原発3、4号機の設置変更許可を取り消した判決をだしました。「地震動のバラツキ」です。この判決の説明で井戸弁護士はこれからは裁判の流れが変わるだろうと講演されました。国が控訴し裁判はまだ続いています。その状況下で規制委員会は基準地震動等審査ガイドのばらつき条項削除という推進側への大サービスを出しました。

この大阪地裁の勝訴決定の説明をきき、裁判の会ではどのような形で裁判に取り組めるかを、2021年から討議してきました。福井や金沢の弁護士と裁判の会で何回も話しあいました。2017年の暮れから当会が参加している、オール福井反原発連絡会の中で、老朽原発の仮処分がもちあがりました。脱原発弁護団が支援してくれることになり「美浜3号機運転禁止仮処分」を大阪地裁に申立しました。(2021年6月21日) このように仮処分を進める経過の中で、申立人の集まりを結成する必要があり「福井の老朽原発訴訟の会」ができました。

訴訟

1)「美浜3号機運転禁止仮処分」2021年6月21日申立。大阪地裁は22年12月20日 却下の決定をだしました。これを受け23年1月4日に申立人は即時抗告をしました。現在大阪高裁で2回の審尋がおこなわれました。

「福井の老朽原発訴訟の会」は裁判の会とオール福井反原発連絡会の中で生まれたもので、資金的な面では裁判の会がずっと支援してきました。今後も全面的にバックアップしていきます。

2) 訴訟の会の動きに呼応して、福井の住民が福井に住む裁判官に判断してもらおうと「美浜3号機運転禁止仮処分」を福井地裁に23年1月13日に申し立てました。

3) 当会代表の中嶋哲演さんはこれまで数々の本人訴訟をおこなってこられました。今回「高浜3・4号機仮処分 福井地裁」に笠原弁護士が参加されることになり、当会で正式に支援することになりました。

4) 北陸や名古屋の裁判傍聴などの支援や各地の団体などと交流を深めこの 原発回帰の流れに竿をさしていきます。

学習会

新型コロナ感染流行の終焉が未だ見られないことから、学習会は今後も WEB と会場の2本立てでおこなうことになるでしょう。事務局員も知識が新たにできるように、あえて講師の役を買って出たりしています。また会員の方にも疑問点、要望を出していただいて継続してゆきます。参加された方が理解しやすい学習会にすることを目標にしていますので、専門家をお招きする場合もその点を強調いたします。

会報 かたくり通信

年数回発行していますが、学習会、講演会の内容紹介に力をいれています。全国の皆様とのつながりを大事にして福井からの情報を発信してゆきます。

また北陸の地や近辺で行われている裁判情報もお知らせしております。編集長は渾身の力をこめて作成しています。

裁判の会 2022 年度 活動報告

この年度も新型コロナが猛威をふるっており、集合しての活動が制限されておりました。この中でウェブを利用しての会議、講演、勉強会を開いてきました。

裁判などの支援

2022年

- 5月18日 高浜仮処分 福井地裁 申立
- 6月29日 高浜仮処分 福井地裁 第1回審尋
- 7月4日 美浜3仮処分 第5回審尋 大阪地裁 審理終結
- 9月20日 高浜仮処分 福井地裁 第2回審尋
- 11月7日 高浜仮処分 福井地裁 第3回審尋
- 10月3日 高浜1・2号第24回と美浜3号22回口頭弁論 大阪地裁
- 12月16日 高浜1・2号第25回と美浜3号23回口頭弁論 名古屋地裁
- 12月20日 美浜3仮処分 決定報告会

2023年

- 1月4日 美浜3仮処分 即時抗告 大阪高裁
- 1月13日 美浜3仮処分福井地裁 申立
- 1月30日 高浜仮処分 福井地裁 第4回審尋
- 3月6日 美浜3仮処分 第1回審尋 進行協議
- 3月14日 美浜3仮処分 第2回審尋 進行協議

オール福井反原発連絡会の行事への参加

- 美浜3号機の一次冷却水の水漏れ事故に関して 県会議長・自治体首長・関電に申し入れに参加
- 7月24日 美浜町弁天崎で現地全国集会。 関電申し入れ。
- 7月27日 金曜デモ10周年手ぬぐい作成 金曜デモに10年間参加
- 8月1日 美浜原発3号機再稼働 県原子力安全対策課と関電に申し入れ
- 8月4日 美浜3号機一次冷却水漏れ 申し入れ
- 8月10日 再稼働阻止！現地緊急行動 全国集会
- 10月22日 MOX 燃料搬入 反対
- 12月4日 関電包囲全国集会 老朽原発動かすな
- 2023年 3月11日 3・11 メモリアルアクション

京阪神などや全国集会に参加

2022 年

- 5月29日 原発のない明日を 全国集会 大阪靫公園
- 6月12日 美浜原発ゲート前抗議行動 再開第1回 3月26日まで
- 8月30日 美浜3号機再稼働 ゲート前抗議
- 9月8日 高浜町,おおい町、高浜町へ申し入れ 全交
- 11月22日 MOX 燃料搬入抗議行動

2023 年

2 月 22 日 GX 説明会 富山市

3 月 24 日 高浜 4 号機 停止事故からの再起動 抗議行動

かたくり通信

福井、石川での裁判報告も細かく書き込んでいます。

第45号 22年 7月20日

21年度総会報告です。総会のなかで 広島から哲野イサクさん、山本幸造さんをお招きして「戦後最悪の司法判断の一つ 吉岡決定」の報告をしていただきました。詳細に記載してあります。17回勉強会。

第 46号 10月23日 第18回学習会 重大事故につながりかねない高浜 3, 4 号機

第 47号 23年1月 30日

大阪地裁「老朽美浜3号運転禁止仮処分」決定に抗議する 第19回学習会 の報告

学習会

第17回 22年6月 26日

総会での報告が学習会になっています。「戦後最悪の司法判断の一つ 吉岡決定」

第18回 22年9月4日 WEB 学習会

重大事故につながりかねない高浜3・4号機—— 長期発生器の細管が詰まる事故が起きており、これは鉄イオンや鉄の微粒子が固まってできます。

第19回 22年12月18日 原発の電源はどうなっているか。

事務局会議

7月21日 総会の反省など。高浜3/4号機の蒸気発生器の細管損傷について。

仮処分の結果次第では福井で本訴もするようになるか。

8月18日 勉強会の内容。 福井裁判をしたら原告をどのように集めるか。

8月30日 弁護士との話し合い WEB

9月 22日 原発を動かす決定者は誰か？。汚染水問題をどう考えるか。

次回学習会のテーマで議論。

10月27日 仮処分を中心として新しい会をつくることについて。

学習会のテーマ —— ケーブルの劣化の提案。

11月17日 美浜3号機仮処分大阪。 決定に先立ち裁判官に要請ハガキを出す。

311に向けて 企画の説明。 高浜1・2美浜3の仮処分 ——中畠

12月27日 大阪美浜3仮処分の不当決定を受けて。福井地裁で美浜3号仮処分を行う案が仮処分弁護団で進んでいる。

23年1月19日 福井地裁美浜3号仮処分申立てされた。福井県住民による福井での裁判である。全面支援を行う。 代表の中畠哲演さんの本人訴訟を、笠原弁護士が参加することになったので、会として支援する。総会の講演者を決める。

2月16日 3 月 4 日の学習会の確認。福井地裁美浜 3 仮処分について。

1 月 30 日の高浜4の緊急停止について——学習会をしたい

3月16日

総会は4月15日（土）。総会案内は3月31日までに作成。役割分担。

特別提案 「福井の老朽原発訴訟の会」に対する支援について

2023 年度活動方針においても確認されましたように、本年 1 月 13 日に福井地裁で「福井の老朽原発訴訟の会」を責任団体として「老朽美浜 3 号機運転差止仮処分」が申し立てられました。

債権者（申立人）には本会事務局員も参加しており、当面、再稼働された危険な老朽原発の一刻も早い運転差止めを求めるたたかひの喫緊の課題として、本会においても全力で取り組んでいきたいと考えます。

今回、この仮処分申請にあたっては新たに責任団体として「福井の老朽原発訴訟の会」が立ち上げられ、会員の募集とカンパを募っておりますが、「福井から原発止める裁判の会」としましては、当会としてこの仮処分につきましては、裁判闘争の諸々の活動とならんで、資金面につきましても全面的に協力していきたいと考えております。

つきましては会員の皆さまに、当会としてのこの「老朽美浜 3 号機運転差止仮処分」への必要経費の支出を、当会の財政事情の許す範囲内で行い、会員の皆さまには新たに発足した「福井の老朽原発訴訟の会」への重複加入は特に求めない、という方針で臨むことでご承認をいただきたいと思います。

今後とも当会の活動への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代 表 中 畠 哲 演
事務局長 嶋田千恵子

福井から原発を止める裁判の会会則

- ・ 第一条（名称）

本会は「福井から原発を止める裁判の会（略称・福井原発裁判の会）」と称し、福井県内に事務所（連絡先）を置く。

- ・ 第二条（目的）

本会は、裁判を通して福井県内にある原発を止めるために原告団・申立人を組織するとともに、弁護団を支援し、人々に広く啓発活動することを目的とする。

- ・ 第三条（会員）

本会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができる。

- ・ 第四条（会費）

本会の会員は、年3000円の会費を会計年度中に入金するものとする。

- ・ 第五条（機関誌）

本会は、機関紙「かたくり通信」を発行し、希望する会員には郵送またはメールにて届ける。

- ・ 第六条（総会）

本会は、年1回の総会を開催する。総会議案は参加した会員数の過半数をもって承認・決定する。総会には、本会が支援する裁判に関わる弁護団のいずれの弁護士も参加することができる。

- ・ 第七条（役員会）

本会の目的を遂行するため、役員会を置き日常活動の承認、決定を行う。役員会は、本会が支援する裁判の原告団または申立て人から、それぞれ1名以上を選出、これを役員として構成する。役員は総会において承認を得るものとする。

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- ・ 第八条（役員会の機能）

役員会が必要と認めた場合、必要に応じて全会員を対象に臨時会議を招集、日常活動の遂行について報告、意見集約を行い運営に反映させる。

- ・ 第九条（代表）

本会に代表1名、副代表1名を置くものとし、役員の互選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。

- ・ 第十条（事務局長）

本会に事務局長1名を置くものとし、役員の互選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。事務局長は、代表の合意のもと事務局をおく。

事務局は裁判弁護士との日常的な情報交換をすすめ、会員への情報発信その他日常活動を遂行する。

・ 第十一条（会計）

本会に会計1名を置くものとし、役員の互選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。

・ 第十二条（会計監査）

本会には総会において選出・承認のもと、役員として会計監査を2名置く。

・ 第十三条（財政）

本会の財政は、会費、寄付金、事業収入によってまかなう。

・ 第十四条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とし、活動のまとめとともに、総会に報告するものとする。

・ 第十五条（会則の改廃）

本会則に明記されていない事項は、総会にて改正・追加決定する。

附則

1、本会則は2013年3月30日より実施する。

2、本会則は2015年5月23日より改定、実施する。

□

1. 専門：理論物理学（素粒子論物理学）
2. 論点：委員会の独立性は保たれていますか？
原子力発電の安全性を独立的に総合的に判断できる専門家はいますか？
3. 2003 年 富山工業高専から福井県立大学術教養に移りました。
4. 2007 年 福井県原子力安全専門委員の依頼を受けました。
「私は、原子力工学は専門ではないが良いのか？」と質問した。
これに対し、県は「一般市民の代表として、何でも話して下さい結構です」と言った。
5. 2008 年 4 月 福井県原子力安全専門委員に就任しました。
6. 2009～10 年 NHK・SP Nuclear Alert 1～4（2009 年フランス製作）を見て、教養ゼミに原子力発電の問題を教材に含めた。
7. **2011 年 3 月 11 日 福島原発事故**
Nuclear Alert で語られていた炉心溶融、水素爆発、水蒸気爆発、・・・が現実に関東で起きた。
海外の友人から「逃げないのか？」と心配のメールがいくつか来ました。
数日後、東山運動公園のプールで私が委員と気付いた高齢者から「福島の原発は地震に大丈夫ですか？」と問われ、「日本海側は大きな地震がないから大丈夫ですよ」と答えて、後で大変後悔しました。
安全調査特別委員会の委員になり福島の原発を見て回った。福島原発事故から考えて、「原子炉に直接水を注入できる配管があることが必要であると」意見を言った。
このころ、ある委員会で「私は専門家でないが、・・・」と発言したとき会議後、県から「専門家でないと言わないで下さい」と言われた。
8. 2012 年 9 月 新しく**高い独立性を有する**原子力規制委員会が発足し、福島原発事故の検証が終わっていない内に、13 年 6 月に新規制基準が制定された。
9. 2012 年大飯原発再稼働前のころ、福井県原子力安全専門委員会の委員 5 名が原発業界から寄付を受けていたことが明らかになり、この**委員会の独立性**が問題となる。中には、当時から、関電が 100%出資する関西電力グループの原子力安全システム研究所で技術システム研究所長をしていた委員もおられる。
このころ大学の食堂で 4～5 名の教官と食事をしていたときに、「委員会は、**アリバイ工作、御用委員会**をしているにすぎない・・・」と言われた。
*専門委員会の開催要領「**・・独立的**、専門的な立場から、専門的な評価・検討を行い助言するため、・・・」
10. 2013 年 6 月 11 日 **大飯原発 3,4 号の再稼働**に関する委員会
世間では、電力不足と言われ、政府が原発の再稼働を進めようと焦っている時期であり、原子力規制委員会の再稼働審査に合格した**大飯原発 3,4 号**を運転させようとしていた。
破砕帯の評価が十分にできてない、耐震対策が不十分、高濃度汚染水対策が出来てない、原発防災計画が出来てない、避難訓練が全く不十分、等々、2～3 名の委員から問題が出された。私は東電が意見を軽視して事故を招いたことを取り上げ、「福島原発事故の教訓を生かし、あらゆる見解、知見を無視しないで議論してほしい」と反対した。委員長は、「避難訓練など防災対策だが、委員会の審議対象でない。・・・工学的な安全は確認できた」と断じた。委員会で、「なぜ、委員の中に、医者など工学系以外の先生がいたのか？」と質問した。
委員会の開催日程も、政府との政治交渉に合わせて県が決めたと言われ、マスコミから「委員会の**独立性**」が問われると、中川委員長は「中々難しい質問だと思う」と言葉を濁した。最初から政府の要望を受けた県の意向に沿って「安全性は確保されている」と締めて再稼働の日程に合わせたのでしょうか。
NHK9 時のニュースと全国紙の一面で取り上げられた。すぐに、多くの人から手紙が送られて来た。
11. 2014～2015 年 福井地裁や大津地裁で**大飯原発 3, 4 号機、高浜原発 3, 4 号機再稼働差し止め仮処分**が相次いで決定された。
裁判判断への有識者コメントとして「法律に基づいて原子力規制庁が審査したものを司法組織が否定するのは違和感がある。」（東工大 奈良）とか「裁判官は科学技術の専門家でない。重要な要素を判断したこと自体、行政への不当な介入に当たる。」（中央大 升田）判決を支持する専門家もおられた。
12. 2015 年 8 月 「高浜 3 号機の使用済み燃料の放射能はチェルノブイリ原発事故に相当すると話した」
13. その後の仮処分取り消し判決では、「専門家が決めた新規制基準に適合した安全対策が取られている」とか「絶対的安全性を求めるのは適当でない、現在の科学技術水準に照らし、原子炉施設の危険性が**社会通念上**無視できる程度まで管理されているかどうか」で判断すべきだと。
社会通念とは広辞苑では「社会一般で受け入れられている常識または見解」とある。

「日本は、長崎・広島の実験被爆、ビキニ環礁における原爆実験被爆、福島原発事故を経験しているから、日本での原子力被爆に対する社会通念は、二度と原子力被爆に会わないこと、絶対安全であると思うが」

14. 2015 年 12 月 11 日 高浜原発 3, 4 号機再稼働報告書

最終報告書が会議前に郵送されてきて、結論には「原子炉の安全対策は向上したと評価できる」と書かれていたが、当日配られていた報告書では「原子炉の安全確保のために必要な対策は確保できていると評価できる」に変更されていた。

- ・テロ対策は、「発電所ではなく国の問題」とされた。
- ・汚染水対策が不十分 シルトフェンスの問題
- ・水素爆発 シミュレーションに基づくイグナイターの設置

15. 2015 年 12 月 20 日 大飯 3, 4 号再稼働のまとめ

16. 2016 年 8 月 31 日 高浜原発 3, 4 号機（高経年化炉）再稼働

- ・大飯 3,4 号機の基準地震動について島崎氏の過小評価問題。
「地震に関連する学会のお墨付きを得た科学的な策定方法が作れるかどうかの検討を始めるべきである」と提案した。ある委員は「学会ではまとまらないのでないか」と言った。
- ・テロ対策 北朝鮮の ICBM

17. 2017 年 6 月 7 日 大飯原発 3,4 号の基準地震動

- ・ロバート・ゲーラ元東大教授は、「日本政府は地震予知が出来ないことを認めるべきだ・・・」と題した論考を 5 月 18 日の英国科学誌ネイチャーで発表した。
- ・島崎氏の過小評価問題に関して、「一度、島崎氏、長沢氏をこの委員会にお呼びして、原子力規制委員会の審査の問題点を話していただくべきでないか」と発言したが、同意する委員はいなかった。

18. 8 月 29 日 大飯原発 3,4 号の基準地震動

「本委員会として、大飯 3,4 号機の基準地震動の再検討をすべきである」

19. 11 月 8 日 大飯原発 3,4 号再稼働報告書

「安全性が向上していることは認めるとした上で、①使用済み燃料対策②テロ対策③批難計画の実効性について知事が同意判断をする際に意見を述べるべき」と発言した。他の委員からは、意見が出なかった。報告書では当然「原子炉の安全確保のために必要な対策は確保できていると評価できる」とまとめられている。

20. 2020 年 10 月 27 日 美浜 3 号、高浜 1, 2 号など高経年化炉

高経年化炉では、原子炉に繋がる配管などは交換されずにそのまま用いられる。配管溶接部などの検査をする超音波深傷検査は、「関電には資格のある職員は 1 名いるが民間委託である」と関電から、「検査に規制庁が立ち会うことはあるのか？」に対し、「全部ではないが、立ち会うこともある」と規制庁から回答があった。

21. 2021 年 1 月 22 日 大飯 3 号機加圧器スプレイ配管溶接部のひび割れ問題

「原子炉では 1 次系配管はすべて安全基準 S クラスと言われて、28 年前に S クラスであったが、これまでの検査でひび割れが見つからず、今回の定期検査で突然発見された。高経年化原子炉では今回と同じようなひび割れが起きる可能性があるのではないか？」

「民間委託して行われている検査を事業者自身が再検査などをしてチェックしていないのですか？」

22. 2021 年 3 月 4 日 高経年化原子炉の問題

「最近分かったことは、超音波探傷検査などは民間業者にまかせ、関電自体が自ら検査する体制にないことが分かりました。しかも、検査結果の間違いも見つかりました。最近のニュースで、旅客機でエンジントラブルの話があり、ジェットエンジンのファンブレードが疲労破壊していたのではないかとされています。ファンブレードは定期検査で最も精密に検査される部分ですが、それでも疲労破壊は予測できなかったということです。これと同じで、大飯 3 号機加圧器スプレイ配管溶接部のひび割れが発見されたように、原子炉容器、それに繋がる配管、溶接部をいくら丹念に検査しても、眠っている疲労箇所があるのでないでしょうか？」

- ・基準地震動策定の規制庁からの説明に対して

「不確定なところでは入力する数値を保守的にとると言っているが、科学的根拠を示してほしい。不確定なところが多すぎて、私の見方からすると、この策定方法は科学的とは言えない」

「規制庁には地震の専門家がいますか？」との質問に、「10 人ほどの職員で作業をしている。中には博士号を取得した者が数名いる」と回答があった。実は、原子力規制委員会には、地震の専門家はいない。

(以下の a)の記事を参照)

23. 2021 年 4 月 9 日 美浜原発 3 号機安全評価のまとめ

私の反対意見に対し、ある委員は「危険のないことの証明はできない。安全を求めて努力し続けることは可能で、福島原発事故の経験を踏まえた安全対策はなされている。」と反論。

ある委員が「原子炉は岩盤の上であって、そこでは地震の震度が弱くなる。このことを強く言うべきでないか」と発言、すぐに別の委員から「このことを県民に知らせると、原発の地震に対する県民の安心感が高まる」と続いた。

24. 2021 年 11 月 12 日 公開の委員会

- ・委員会の独立性を再度調査すべし。
- ・「原子力発電の理解には広い専門性が必要だが、各委員はそれぞれの専門的立場から助言をすることは出来るが、原子炉の稼働に伴う安全性を検証し、独立的に総合的に運転を了承する判断ができる委員は少ないと思う」（この部分は、福井県原子力安全専門委員の議事録に出ていない）

25. 最近の原発再稼働を巡る動きについて（以下の a）,b）の記事を参照して下さい）

最近では、電力不足と言って、政府は原子力規制委員会が運転を承認した原発はすべて稼働させると言い出し、再稼働を認める自治体や裁判では「新規規制基準に合格した原発は安全」と見なすなど、原子力規制委員会の判断は原発を動かす上での拠り所あるいは最終関門となっている。さらに最近では、60 年を超える運転も原子力規制委員会の審査を受けながら可能にすると言っている。政府の意向を受けた経産省の有識者審議会は「原子力ムラ」の住民や利害関係者のさしたる意見もなく政府案を承認し、原子力規制委員会は、政府の意向を汲んで 60 年超運転を可能にする新しい規制制度を決定している。しかし、当初から原子力規制委員会には高い独立性は見られない上、原子力規制委員会には 5 名の専門家がそれぞれ異なる委員がいるが、果たして安全性を総合的に判断できる委員会と言えるでしょうか。原子力規制委員会の判断に頼って原発を動かして良いのだろうか？そもそも、原発の安全性を判断できる専門家がいないのだろうか？この点が原発利用の最大の問題であると考えている。原発とは、事故が起きれば福島事故のように、取り返しの効かない災害が起きる可能性があり、社会情勢が不安定な世界ではより一層利用してはいけないものである。事故が起きないように努力すれば、事故が起きても仕方がないと考えてすることはできない。

26. ミサイル攻撃について

ウクライナでチェルノブイリ原発がロシアの攻撃を受けた時、原子力規制委員会の更田委員長は、原子炉がミサイル攻撃を受けたら修復できない被害となるという発言をしている。私は、2015 年ころから航空機衝突、ミサイル攻撃を阻止する対策はできていないと何度か主張してきたが、「発電所ではなく国の問題」であると取り上げられなかった。各原子炉施設に貯蔵されている使用済み燃料もミサイル攻撃を受けると放出される放射能はチェルノブイリ原発事故に相当すると思われる。残念ながら貯蔵されている使用済み燃料をミサイル攻撃等から守る方法も考えられない。すべての原発に義務付けられているテロ対策特別施設も役に立つとは思われない。現在、ウクライナでチェルノブイリ原発、ザボロジエ原発がロシアにより占領されている現実を直視すべきである。

- a) 2021 年 3 月 11 日配信の現代ビジネス：「原子力ムラ」の代理人か・・・日本の原子力行政が今も抱える「3つの問題点」（新藤宗幸 千葉大学名誉教授）・・・を読むと、原子力規制委員会の独立性は発足当初から「有名無実」であったこと、委員会に地震の専門家がいなかったことも指摘している。
- b) 原子力規制委員会の裏の姿は、「原発再稼働 葬られた過酷事故の教訓」の著者ジャーナリスト日野行介氏の話:いつの間にか次々と原発再稼働、十分な安全審査は行われているか（2022 年 11 月 16 日 JBpress）で述べられている。専門的な知識がある、癒着のない、透明性を保つ運用に徹する規制当局という前提のもとに原子力規制委員会ができました。・・・規制委員会は「委員長レク」という秘密会の場を設けて事前に重要な決定をしていた。委員長レクの録音を聞くと、技術的な事を話し合っているだけでなく、如何に運転を止めずに穏便に済ますか、自分たちの見落としを取り繕うか、と言った話がされていた。・・・・・・